

保育施設への医療的ケア児の受入れガイドライン

【第2版】

令和7年3月 改訂

羽 村 市

はじめに

医療技術の進歩等を背景として、日常生活の上で医療的ケアを必要としている児童の数は年々増加しており、医療的ケア児の保育ニーズも高まっています。

しかしながら、医療的ケア児の受入に当たっては医療、福祉をはじめとした関係機関との連携が不可欠となります。

また、保育施設で医療的ケアを提供する場合、医療的ケアの安全かつ適切な実施と、保育時間中の体調変化に対する園職員全体での見守り、迅速な対応が必要となります。

羽村市では、医療的ケア児の保護者から保育施設への利用について相談があった場合に適切に対応できること、保育施設が医療的ケア児を受け入れる保育環境を整えられることを目的とし、令和3年3月から保育施設への医療的ケア児の受入れガイドライン」を策定しています。

本ガイドラインを活用し、保育施設で医療的ケア児を円滑に受け入れることができる体制を整えてまいります。

目 次

第1 基本的事項

- 1 目的
- 2 医療的ケアを必要とする児童の保育
- 3 対象児童
- 4 保育施設における医療的ケアの内容

第2 医療的ケア児の保育施設申請～入所～利用までの手続き

- 1 入園相談
- 2 受入れの検討
- 3 受入れ可否の決定
- 4 入園申請・医療的ケア実施の手続き
- 5 受入れ決定
- 6 支援計画の作成

第3 保育施設での対応

- 1 医療的ケア実施体制
- 2 緊急時の対応
- 3 職員研修

第4 医療的ケアを必要とする児童の入園後の継続審査等

- 1 フォローアップ体制の確保
- 2 医療的ケアを必要とする児童の保育の継続審査
- 3 保育開始後における医療的ケアの内容変更

第5 保育施設における医療的ケア実施にあたっての留意事項(保護者了承事項)

- 1 保育期間
- 2 保育利用日・利用時間
- 3 ならし期間
- 4 体調管理
- 5 医療的ケアに必要な物品等の準備
- 6 緊急時、災害時の対応
- 7 退園について
- 8 情報の共有
- 9 その他

【参考】入園までに使用する主な様式

第1 基本的事項

1 目的

医療的ケアが必要な児童の保育ニーズが高まっている中、医療的ケアが必要な児童とその家族が安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関が密接に連携した支援体制が求められています。

羽村市では、医療的ケアが必要な児童の保護者から保育施設の利用について相談があった場合に、適切な保育環境を提供し、安全に受入れを行うことを目的として、本ガイドラインを定めます。

2 医療的ケアを必要とする児童の保育

- (1) 健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供します。
- (2) 安全かつ適切に医療的ケアを提供し、まわりの児童との関わりや1日の生活リズムなど、乳幼児期にふさわしい環境を整えます。
- (3) 集団生活を通して、相互に豊かな関わりを持てるよう、保育を提供します。
- (4) 児童同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した児童相互の関わりや関係づくりを支援します。

3 対象児童

以下のすべてに該当する必要があります。

- (1) 児童及びその保護者が羽村市内に住所を有していること。(利用開始の前月末までに転入予定である場合を含む)
ただし、羽村市内に住所を有していない場合でも、すでに市内保育施設を利用している児童及びその保護者については、継続利用について相談可とする。この場合、保護者は、居住自治体との連携や小学校への円滑な就学を図る観点から翌年度は住民登録のある自治体の施設に転園することを検討すること。
- (2) 保護者の就労等の理由により、保育施設での保育を必要とする事由が認められること。
- (3) 保育施設における集団保育を実施することが適切であると、主治医から認められていること。

4 保育施設における医療的ケアの内容

保育施設における医療的ケアとは、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為であり、病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。

※医行為：医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為。

出典：医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)(平成 17 年 7 月 26 日 厚生労働省医政局長)

具体的には、以下のうち <u>保育施設で対応可能なもの</u> とします。

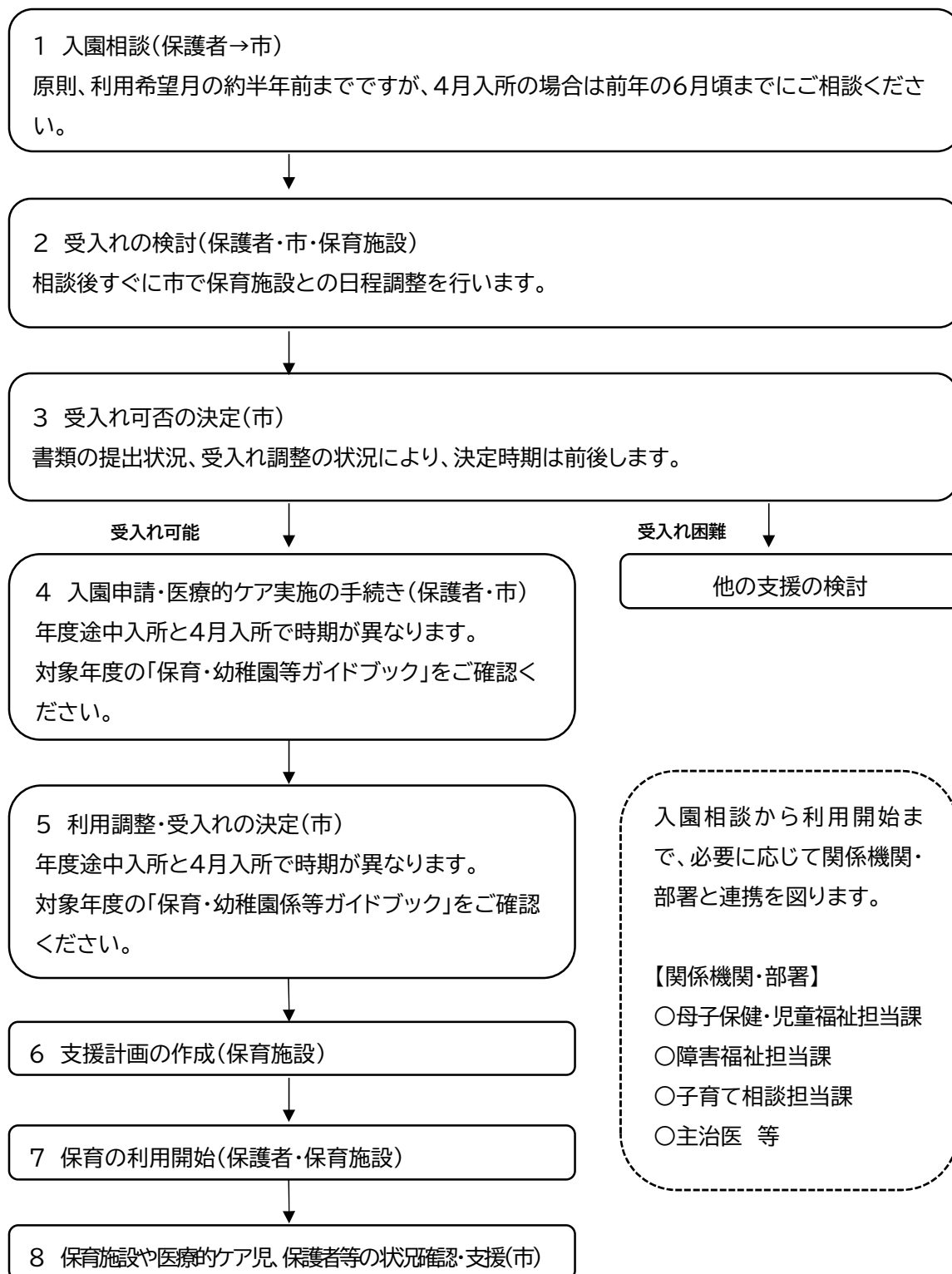
- ① 吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)
- ② 経管栄養(経鼻経管栄養・胃ろう・腸ろう)
- ③ 導尿
- ④ エアウェイの管理
- ⑤ 酸素療法(在宅酸素療法)の管理
- ⑥ 吸入(薬剤)
- ⑦ 気管切開部や胃ろう部、腸ろう部の管理
- ⑧ 血糖値測定及びその後の処置(その後の処置にはインスリン注射を含む)
- ⑨ ストマケア
- ⑩ その他、医師が医療的ケア(日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為)と認定したもの

医療的ケアは原則、看護師が実施します。ただし、①②については「認定特定行為業務従事者」の認定を受けた保育士等が実施する場合もあります。

第2 医療的ケア児の保育施設申請～入所～利用までの手続き

医療的ケア児の入園までの手続きは、下記のとおりです。

○保育施設利用の手続き



1 入園相談【原則、入園希望月の約半年前までに】

市は、保育施設利用に必要な手続き、留意事項等について保護者へ説明するとともに、家庭状況、児童の様子、必要となる医療的ケアの内容、利用を希望する保育施設等について保護者から聞き取ります。前提として、主治医から「集団保育が可能」と認められていることが必要です。

2 受入れの検討

(1) 保育施設の見学・面談

入園相談時に確認した施設へ、保護者、市(関係部署含む)で訪問・見学を行います。その際、保護者、保育施設、市の三者で面談を行います。複数施設を希望している場合には、見学後に保護者から優先順位を市へ連絡します。なお、見学・面談を実施し、保育施設が現状受入れ不可である場合には、その施設に申請を出すことはできません。

(2) 必要書類の提出

保護者は、保育施設での受入れを希望する場合は、医療的ケア実施申込書(様式第1号)、保護者の状況報告書(様式第2号)、主治医意見書兼医療的ケア指示書(様式第3号)を市に提出します。

3 受入れ可否の決定

市は、受入れ可能な保育施設について、「医療的ケア実施可能施設通知書(様式第4号)」により保護者に通知します。受入れ可能な保育施設がなかった場合、保護者に通知するとともに、必要に応じて利用可能な他の支援やサービスを紹介します。

4 入園申請・医療的ケア実施の手続き

保護者が受入れ可能な保育施設に入園を希望する場合は、入園申請に必要な書類に「医療的ケア実施可能施設通知書」を添えて市に入園申請を行います。市は申請された内容を踏まえ、利用調整を行います。

5 受け入れ決定

市は、本ガイドラインに基づき児童の受入れを適切に実施することができる判断した場合は、入園申請された保育施設での受入れを決定し、「医療的ケア実施通知書(様式第5号)」と教育・保育給付認定書を保護者に送付します。

6 支援計画の作成

受入れを決定後、市は医療機関、保育施設、その他関係機関(相談支援専門員、訪問看護等)との関係者会議を開催し、これまでの状況と入所後のケアについて情報交換を行います。受入れが決定した保育施設は、「医療的ケア実施計画書(様式第7号)」を作成し、保護者に提供するとともに、市に写しを提供します。

第3 保育施設での対応

1 医療的ケア実施体制

(1)医療的ケア実施に関する情報の共有

保育施設は、「主治医意見書兼医療的ケア指示書(様式第3号)」の内容を確認し、医療的ケアを実施します。

(2)保育施設の役割

保育施設は、児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら集団の中で快適に過ごすことができるよう、施設長、保育士、看護師等で連携します。

ア. 施設長

保護者や主治医との連絡の窓口になります。あわせて、児童の保育及び医療的ケアの安全な実施の体制整備等を行います。

イ. 保育士

児童の健康状態を把握し、園での児童の状況を保護者へ報告します。

ウ. 認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育士

認定された範囲において、医療的ケアを実施します。

エ. 看護師

日々の児童の健康状態を把握し、主治医の指導のもと、安全に医療的ケアを実施します。あわせて、医療的ケアの実施状況と児童の健康状態について、保護者へ報告します。医療的ケアを主に行う看護師は、可能な限り在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置します。

(3)衛生管理

保育施設は、医療的ケアの実施場所について、感染防止のための環境を整備します。児童が使用する医療的ケアの物品・備品等は、原則、保護者が用意します。保育施設は、児童が使用する医療的ケアの物品・備品等を適切な方法で、衛生的に保管・管理します。

(4)文書管理

医療的ケアの実施に関する書類は、個人情報保護を徹底した上で、保育施設で必要期間保管します。

2 緊急時の対応

(1)保育施設は、医療的ケアを必要とする児童の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施します。

(2)保育施設は、緊急時、あらかじめ定めた方法により適切に対応します。

(3)保育施設は、緊急時の対応方法と、緊急対応に伴い発生した費用は保護者の負担になることについて、事前に保護者に十分説明し、同意を得ます。

(4)保育施設は、緊急時、施設長の指示のもと、児童の状況を主治医と保護者に連絡し必要な措置を講じます。必要な場合は救急搬送します。

(5)保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育施設が保育の継続が困難と判断した場合は、利用時間の途中であっても児童を引き取ります。医療機

関に搬送された場合は、搬送された医療機関に直行します。

3 職員研修

安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、市は保育施設で医療的ケアが必要な児童に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会の確保に努めます。

第4 医療的ケアを必要とする児童の入園後の継続審査等

1 フォローアップ体制の確保

市は、保育施設が関係機関へ随時相談できるよう、年度末に関係者による会議を開催し、連携の取りやすい体制を確保します。なお、保育施設から依頼があった場合には、必要に応じて別途会議を開催します。

2 医療的ケアを必要とする児童の保育の継続審査

- (1) 市は、1年度単位で実施する医療的ケアを必要とする児童の保育の継続について、会議等により関係者に状況を伺います。
- (2) 市は、関係者の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要であり、集団保育の実施が可能であると認められた場合は、継続して保育を実施します。この場合は「医療的ケア継続実施通知書(様式第8号)」を送付します。なお、医療的ケアが終了した場合、保護者は「医療的ケア実施終了届(様式第7号)」を提出し、通常の保育利用とします。

3 保育開始後における医療的ケアの内容変更

- (1) 保育開始後に医療的ケアの内容に変更があった場合、保護者は改めて「医療的ケア実施申込書(様式第1号)」、「主治医意見書兼医療的ケア指示書(様式第3号)」を市に提出します。
- (2) 市は、(1)で保護者から提出された書類に加え、関係者から聴取した意見等に基づき、保育施設での医療的ケア継続実施の可否について決定します。
- (3) 児童に必要な医療的ケアが保育施設で実施できる場合は、継続して保育を実施します。市は、「医療的ケア継続実施通知書(様式第8号)」により保護者に通知します。
- (4) 保育施設で変更後の医療的ケアの実施が困難な場合は、原則退園となります。市は、電話により保護者に通知するとともに、利用可能な他の支援やサービスを紹介します。
- (5) 保護者は、医療的ケアが終了する場合は「医療的ケア実施終了届(様式第7号)」を市に提出します。
- (6) 医療的ケアが終了した場合は、通常の保育利用に変更します。

第5 保育施設における医療的ケア実施にあたっての留意事項(保護者了承事項)

保護者は、医療的ケア実施にあたり、以下の事項について了承した上で利用するものとしてします。

1 保育期間

保育期間は1年度単位とし、継続する場合は審査を必要とします。

2 保育利用日・利用時間

- (1) 保育利用可能日は月曜日から金曜日(祝日を除く)とし、土曜保育、延長保育は利用できません。
- (2) 保育の利用時間は、下記保育時間の範囲で、保護者と利用保育施設で協議の上決定します。施設の体制によっては、就労等の標準時間認定がされる場合でも、短時間での利用となる場合があります。
 - ・保育標準時間 午前7時から午後6時
 - ・保育短時間 午前8時30分から午後4時30分
- (3) 医療的ケアを実施する看護師等が勤務できない時など、保育中の医療的ケア実施体制が取れない場合は、保護者に付き添いをお願いする、若しくは、保育施設を利用できない場合があります。なお、この場合、あらかじめ保護者に説明を行うものとしてします。

3 ならし期間

保護者は、児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するため、保育開始日から一定の期間は登園に付き添い、保育に参加してください。ならし保育の期間及び保育時間については、決定した保育施設と相談の上で定めることとしますが、児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や、期間の延長・短縮がある場合もあります。

4 体調管理

- (1) 保護者は、登園前の健康観察を必ず行い、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違うなど体調が悪い時には、保育施設の利用を中止してください。
- (2) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、感染症に感染した疑いがある場合は、すぐに保護者に連絡しますので、必ず連絡が取れるようお願いします。利用保育施設が、保育の継続は困難と判断した場合には、保育利用時間の途中であっても保護者による児童の引取りをお願いします。
- (3) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されることから、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育施設からの情報により、保護者に保育の利用を判断していただきます(保育施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合もあります)。
- (4) 利用保育施設が必要と認めるときは、その施設の判断により主治医等を受

診する場合があります。なお、受診の際の費用は保護者に負担していただきます。

5 医療的ケアに必要な物品等の準備

- (1) 保護者は、医療的ケアに必要となる物品を利用保育施設へ提供してください。
- (2) 使用後の物品等は、原則として、保護者に持ち帰ってください。

6 緊急時、災害時の対応

- (1) 利用保育施設は、児童の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施します。
- (2) 利用保育施設は、児童の症状が急変するなど緊急対応が必要と判断した場合は、主治医に連絡し必要な措置を講じます(救急搬送する場合もあります)。措置を講じる際には、保護者へ連絡するよう努めますが、連絡が事後になる場合があります。なお、費用が発生する場合は保護者にご負担いただきます。
- (3) 栄養チューブ、気管カニューレ等の交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行ってください。保育中に抜けた場合等の対応については、利用保育施設が保護者、主治医と事前協議し、「主治医意見書兼医療的ケア指示書(様式第3号)」に基づき、「医療的ケア実施計画書(様式第7号)」に記載し、対応します。
- (4) てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、保護者が痙攣止めの薬剤を用意してください。消費期限の管理及び保管方法は、保護者の責任で行っていただきます。
- (5) 保護者は、災害発生時に備えて、非常食や医薬品、医療材料等の確保に関して、あらかじめ利用保育施設と調整してください。

7 退園について

- (1) 児童の病態の変化等により、利用保育施設での医療的ケアが困難となった場合は、原則として退園することとなります。
- (2) 利用保育施設の人員、施設又は設備の状況により、児童の受入れができなくなる場合があります。

8 情報の共有

- (1) 医療的ケア児に対して安心・安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容について関係機関で共有します。また、必要に応じて、保護者同意の上、児童が居住する地区の担当保健師等に意見を求め、関係機関と共有する場合があります。
- (2) 緊急時に主治医以外の医療機関に搬送された場合は、市から「主治医意見書兼医療的ケア指示書(様式第3号)」の写しを医療機関に提供します。

- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

9 その他

上記1～8のほか、利用保育施設との間で取り決めた事項がある場合には、その事項について順守してください。

【参考】入園までに使用する主な様式

書類名	概要	作成者	提出先 送付先
様式第1号 医療的ケア実施申込書	保護者は、市から「医療的ケア実施申込書(様式第1号)」について説明を受け、申請する。また、対象児童とその家族に関する情報を関係機関で共有することについて同意する。	保護者	市
様式第2号 保護者の状況報告書	同居する家族の状況、保育を必要とする事由等について、保護者が記載し、市に提出する。	保護者	市
様式第3号 主治医意見書兼医療的ケア指示書	主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等及び医療的ケアの内容や実施範囲等の指示事項について明記する。保護者が主治医に記入を依頼し、市に提出する。	医療機関 (保護者)	市
様式第4号 医療的ケア実施可能施設通知書	医療的ケア実施の可否について、市から保護者に通知する。	市	保護者
様式第5号 医療的ケア実施通知書	市から保護者へ通知する。医療的ケアを安全に実施できるよう実施内容や留意事項を示す。	市	保護者
様式第6号 医療的ケア実施計画書	実施予定園が作成する。「主治医意見書兼医療的ケア指示書(様式第3号)」等を基に医療的ケアの具体的な内容、実施手順、保育日課等を記載し、保護者と市に提出する。作成にあたっては、必要に応じて主治医の助言を求める。	利用 保育施設	市
様式第7号 医療的ケア実施終了届	病状の緩解等により、医療的ケアが必要なくなった場合に保護者から市へ提出する。	保護者	市
様式第8号 医療的ケア継続実施通知書	年度の切り替わりや、医療的ケアの内容が変更となった場合の受入れ継続について、市から保護者へ通知する。	市	保護者